# 第 2 章 平成17年度事業計画

## 平成17年度県南保健福祉事務所の基本方針及び重点施策

#### (基本方針)

急速な少子高齢化が進行する中で、生活様式や価値観の多様化、さらには生活習慣病の増加等による疾病構造の変化などに伴い、保健・医療・福祉に寄せる県民の期待は大きく、しかも複雑化・多様化・高度化してきており、保健・医療・福祉の連携のとれた施策の推進が求められています。

財政が一段と厳しくなる中、第四次福島県保健医療計画「うつくしま保健医療福祉プラン21」及び第4次福島県社会福祉計画「うつくしま福祉プラン21」の着実な推進を基本とし、「いのち、人格、人権の尊重」のもと、誰もが健康で生きがいを持ち、ともに支え合いながら生涯を過ごすことのできる県南地域を目指して、市町村、関係機関及び団体との連携を図りながら効果的に施策を推進してまいります。

#### (重点施策)

- 1 快適で健やかな生活の実現
  - (1) 食品等の安全性の確保対策事業の推進

新たな食品に起因する健康危機や法定外添加物、不適正表示など食品に係る問題に迅速かつ適切に対応するため、関係機関と連携し、食品の生産から消費に至るまで一貫した食品安全確保対策を「食品衛生監視指導計画」に基づき実施するとともに、食品等事業者及び地域住民に対し、食品衛生思想の普及啓発を推進し、食の安全、安心の確保に取り組みます。

#### (2) 安心で快適な生活環境の整備促進

生活衛生関係営業施設に対する監視指導を実施し、自主管理体制の確立を図りながら衛生水準の維持向上に努めるとともに、公衆浴場や旅館のレジオネラ属菌対策や室内空気環境対策を実施し適切な指導と情報の提供に努めます。

また、県民が安心して飲める「おいしい水」の安定的供給に向けて、水道事業の支援を行うとともに「福島県水道水質管理計画」に基づき水質検査体制の整備を推進します。

#### 2 生涯にわたる健康づくりの推進

(1) 生活習慣病予防の推進

生活習慣病の一次予防に重要な喫煙対策について、公共施設・事業所の分煙や学校等の未成年者の防煙など受動喫煙防止対策の普及啓発を図るとともに、禁煙支援を行う医療機関等を拡大して、禁煙し易い環境づくりを推進します。

また、特定給食施設に対する巡回指導等を通じて栄養管理基準に従った適切な栄養管理を推進するとともに、外食店において栄養表示や健康情報提供をする「うつくしま健康応援店」の拡大を図り、食生活から個々人の健康づくりを支援します。

#### (2) 感染症対策の推進

感染症の発生予防やまん延防止など、予防知識の普及啓発を行うとともに、情報の 迅速な収集と提供など、発生時に適切に対応できる体制整備に努めます。

#### (3) ひきこもり対策の推進

青年期におけるひきこもりに対する総合的な相談を行うとともに、具体的な支援策に取り組むことにより、心の健康の保持増進を図ります。

#### 3 健康を支える医療の充実

(1) 医療安全体制の充実

医療機関に対して立入検査の実施や研修会等の開催を通し、適切な指導を行い、安全で良質な医療を提供する体制が確保されるよう努めます。

#### 4 誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進

#### (1) 家庭の虐待防止対策の推進

児童虐待、DV(配偶者暴力)、高齢者虐待、障がい者虐待など、家庭における虐待の防止に努めます。また、地域の相談体制づくりを行うとともに、市町村における取り組みを積極的に支援します。

#### (2) 生活保護の適正な実施

個人の尊厳を守り、個々の世帯の実情やニーズに即した援助を実施するとともに、市町村や関係機関と連携して早期の自立を支援します。

また、新規の申請については、丁寧に相談に応じ、適切な助言を行うとともに、迅速な対応により早期に可否を決定するように努めます。

#### (3) 県地域福祉支援計画の策定

第4次福島県社会福祉計画「うつくしま福祉プラン21(平成13~22年度)」の見直しを通して、「福島県地域福祉支援計画」が策定されることから、保健医療福祉関係者、県民、市町村関係者から意見を聴取し、課題に対する施策の方向性及び指標の検討を行うとともに、併せて、市町村地域福祉計画の策定の支援に努めます。

#### (4) 地域福祉活動への支援

社会福祉協議会、ボランティア、NPO(非営利組織)との連携を図りながら、市町村ボランティアセンターの設置を促進するとともに、保健、医療、福祉の総合的なネットワークの構築の推進に努めます。

#### 5 妊娠・出産・子育て・子育ちを支える社会の推進

#### (1) 思春期保健対策の推進

10代の望まない妊娠や人工妊娠中絶にかかる思春期保健対策について、教育、医療など、関係機関と連携を図りながら具体的に検討を行うとともに、シンポジウム等を開催し、思春期の性に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

#### (2) うつくしま子ども夢プランの推進

市町村、関係機関・団体などへの各種情報の提供及び交換を積極的に行い、市町村における次世代育成支援地域行動計画の円滑な推進の支援を通じて、うつくしま子ども夢プランの推進を図ります。

#### 6 高齢者が心豊かに暮らせる社会の推進

#### (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定支援

市町村の第4次高齢者保健福祉計画・第3次介護保険事業計画(計画期間平成18~20年度)について、介護保険法などの見直しを踏まえ、円滑に策定されるよう意見の交換や情報の提供などの支援を行います。

#### 7 障がい者が自立し社会参加できる社会の推進

#### (1) 地域生活移行に向けた支援体制の整備

支援費制度などに基づく各種居宅サービスの充実を図るとともに、デイサービス、通所施設等の日中生活の場や、グループホーム等の生活の場など、障がい者の地域生活を支えるサービス基盤の整備を促進し、第2次福島県障害者計画の着実な推進を図ります。

また、障がい者の入所施設や精神病院からの地域生活移行を促進するため、相談支

援体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を強化します。

- 8 保健・医療・福祉のさらなる推進
  - (1) 健康危機管理の体制整備

管内関係機関との連携・連絡体制の整備を図るとともに、マニュアルに基づき、迅速かつ適切な対応に努めます。

(2) 新医師臨床研修「地域保健・医療」の充実 指定臨床研修病院との緊密な連携を図りながら、平成17年度から実施される新医師臨床研修「地域保健・医療」の充実に努めます。

# 平成17年度主要事業計画

## 1 【快適で健やかな生活の実現】

## (1)食品の安全確保対策事業

概	要	主	な	事	業	内	容	担当G
「福島県食品安全確保対策品衛生監視指導計画」に基立 農産物の残留農薬等の検査 る監視指導を実施し、食品 貫した食品の安全性の確保を また、平成15年4月に に関する苦情や相談の総合 の番」の円滑な運営を関係 す。	がき、食品の収去検査、 や食品製造施設におけ の生産から消費まで一 を図ります。 設置した食品安全確保 的窓口「食品安全 1 1	夏年観食集大「	期末光品団型一一地営給量	斉斉対業食販安 食食策施施店全	品取 設監 設監視	視視	事業・」の	衛生推 進 G

#### (2)食中毒の発生防止対策事業

概	要		主	な	事	業	内	容	担当G	
飲に起るは、 を は は は は は は は は は は は は は	通食品の製造施設 導合の製造施設 等分析けた重要言を行うまででは、 ののででは、 ののででは、 ののでででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 でででは、 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	やす点に 前安の 代造懇大る)に 教心普 表施談	事重食開	業 点監 品衛 設 品衛	視対	象施i 出前 談会(	管理 設議座 の開催	」の	衛生推 進 G	

### (3)水道水の安全確保事業

概	要	主	な	事	業	内	容	担当G
県民が安心して飲めるな供給とどこでも利用がな 水道施設の整備が計画的なよう水道事業を支援します	いつ効率的に進められる	業		,		( ) 補 導事		衛生推 進 G

### (4)レジオネラ属菌対策事業

概	要	主	な	事	業	内	容	担当G
平成15年に浴場の水質 ラ属菌が定められ、より衛 が求められていることから を実施し、施設管理者に対 生管理指導の強化を行います 浴場水の水質検査の実施 施設の清掃・消毒等の 施設改善の指導助言	生的な衛生水準の確保 、立入指導や水質検査 し具体的かつ的確な衛 す。 施及び自主検査の勧奨	及で 施記 持管	が自 没の 管理(	主検3 清掃 の強(	査の勧	動奨 毒等 尊	実施の維	衛生推 進 G

# (5)動物愛護事業

概	要	主な	事	業	内	容	担当G
地域住民や愛玩動物(犬にしつけ方教室を開催するランティア養成講習会や「事業」を実施し、人と動物の確保を図ります。 また、動物取扱業者に対す動物の愛護と適正管理に関す。	とともに、動物愛護ボ 小学校への獣医師派遣 が共存できる社会環境 な立入指導を実施し、	人事 動事物業 動開催	護と 護フ	適』 ェス	三管理 ティ	里普及 バル	衛生推 進 G

# 2 【生涯にわたる健康づくりの推進】

## (1)受動喫煙防止対策(生活習慣病予防普及事業業)

概     要	主 な 事 業 内 容	担当G
「健康ふくしま21計画」の最重要分野であるたばこ対策について、受動喫煙防止の体制整備の推進を図ります。 (1)禁煙支援が受けやすい体制づくりをします。 (2)関係機関・団体等へ周知や協力を得て、地域における喫煙対策の推推を図ります。 (3)学校及び職場等地域における喫煙対策推進専門的相談・技術支援や健康教育を実施します。 (4)たばこの健康被害及び禁煙等の普及啓発を行い、たばこに対する意識を高めます。		健康増 進G

## (2)難病患者対策関係事業

概    要	容 担当 G
特定疾患治療研究対象疾患として指定る45疾患について、対象者承認申請関連うとともに、難病患者が在宅で療養する援事業を実施します。 (1)特定疾患治療研究事業 (2)難病在宅療養者支援体制整備事業 (3)難病患者地域支援連絡会議 (4)在宅ケア調整会議 (5)ボランテイア育成事業 (6)難病相談支援センター事業 (本庁健康衛生領域健康増進グループが事業 (7)難病患者等居宅生活支援事業 (市町村が事業を展開、国・県から補助金 (8)在宅人工呼吸器使用特定疾患患者 訪問看護治療研究事業(新規)	給の申 健康増 健康増 は は は は は は は は は は は は る う う う つ つ 日 り の り の り り の り り り り り り り り り り り り

### (3)食環境整備事業

		1
概      要	主な事業内容	担当G
「健康ふくしま21計画」の栄養・食生活分野別計画推進対策として、個人の望ましい食生活を支援するには、食環境整備が大切であり、職域等における給食施設及びレストランや食堂等の外食を提供する施設が健康づくりの一環として事業に配慮した食事の提供」に取り組む事業を進歩着指導員が高を行います。 (1)特定給食施設管理事業 健康増進法第18条第1項2号及び第22条に基づき、栄養指導導助言を行います。 特に平成17年度は、「日本人の食事基準」の取り組み等の定着を図ることに重点を置いて進めます。 (2)「うつくしま健康応援店」事業 管内の飲食店営業者が保健所に登録し下記の内容を実施します。 栄養成分表示・健康関連情報の提供ヘルシーメニューの提供 禁煙・分煙への取り組み	特定 (6 6 7 7 7 7 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1	健進 G

## (4) 結核対策特別促進事業

概	要	主な	事業	内	容	担当G
(1)結核患者療養支援事業 患者等に関する医療機関の 情報交換を円滑に行いを構 指すための連携の基盤性患を 変を強を関連 指すための連携の基盤性患を 薬確習会 ケアレンス 先進例検討会 (2)地域で実際に治療を行って 例を検討すると 標準治療の普及、治療技術の 標準治療の普及、治療技術の	思者の完全治癒を目 を行います。 D院内DOTS(直接服 支援します。 にいる結核患者の症 核診断技術の向上、	結核患者症核患素	会	1 2		医療薬事G

## (5)感染症予防対策事業

概	要	主 な 事 業 内 容	担当G
関する法律に定められた な措置をとるとともに、 経路の究明を図ります。	疫学調査を実施し、感染 普及啓発活動を行うとと	・マニュアル等所内体制整 備 ・職員研修	医療薬 事 G

### (6)エイズ等予防対策

概	要	主 な 事 業 内 容	担当G
エイズのまん延防止と患者 別・偏見の解消のため、エイ 及啓発活動を行うとともに、 及びHIV(ヒト免疫不全ウイ を実施します。 HIV抗体検査 毎週水曜日 9:00~ (予約制)第2・4火曜日 17:15~ エイズ相談 随時	ズの正しい知識の普 エイズに関する相談 ルス)抗体検査事業 11:30	普及啓発活動事業 HIV抗体検査 エイズ相談	医療薬事G

## (7)薬物乱用の防止

概要	主 な 事 業 内 容 担当G
薬物の乱用による危害を防止するため、乱用防止対策の効果的推進を図ります。 1 各種啓発運動の実施 不正大麻・けし撲滅運動、麻薬・覚せい剤禍撲滅運動及び「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等各種啓発運動を展開します。 (1)白河地区、東白川地区薬物乱用防止指導員協議会と連携して各種啓発事業を展開します。 (2)若年層対象事業の実施 小中高校の薬物乱用防止教室へ講師を派遣しまた薬物乱用防止キャラバンカーを必ずを見ます。 2)対策を児童生徒に啓発します。 2 医療機関及び薬局における麻薬、向精神薬の保管理の徹底を図ります。 3 覚せい剤等の相談窓口を保健所に設置し、住民からの覚せい剤等に関する相談に応じます。	県普及運動及び国連支援募 金運動 東白川地区6月23日 東白川地区6月25日 不正大麻・けし撲滅運動 その他啓発運動 薬物乱用防止指導員協議会 運営事業 若年層対象事業 薬事監視 薬物関連問題相談

## (8) ひきこもり心の健康サポート事業

概	要	主	な事	業	内	容	担当G
の本人及び家族を	態にある20歳代から3( 対象として、相談窓口を設 等を支援する体制の整備を	置し、 5月 を図り ひき	窓口の  18日  こもり  19日	外11[ 家族	教室	の開催	保健福 祉 G

### 3 【健康を支える医療の充実】

## (1)医療安全対策の推進

概	要	主	な	事	業	内	容	担当	G
適正な医療が提供される。 療安全対策の推進、救急医療 ります。								医療 事 G	薬
病院立入検査、診療所 病院立入検査、診療所 福島県医療監視要綱に 不適事項について検査 求めます。	基づき計画的に実施し	医纲	寮安:	全対 月 1	監視 策研 2日				
医療安全対策研修会の 医療機関の医療従事者 催し、医療従事者一人 する意識の向上を図り	対象とした研修会を開 ひとりの医療安全に対								

### (2)救急医療体制の充実強化

概	要	主な	事	業	内	容	担当G
救急医療体制の問題点等 等を行い救急医療の質的向 搬送途上の救命効果の向上 ルコントロール協議会にお 急活動の事後検証システム ます。 県南地域救急医療対策 県中県南地域メディカ (事務局:県	上を図ります。さらに、 を図るため、メディカ いて、救急救命士の救 の構築等の協議を行い 協議会の開催 ルコントロール協議会	県中県	月 南地	域メ	、ディ	<b>会</b> ィカルコ	医療薬事G

## (3)血液確保対策の推進

概	要	主な事業内容	担当G
団体の協力を得て施します。 (2)若年層の献血離れ における献血推進 による草の根啓乳	どするとともに、新規協 積極的推進を図ります。	献血推進事業 街頭献血キャンペーン 7月6日、12月5日 キビチーちゃんファンク ラブ支援事業 白河旭高校、白河実業高 校	医療薬 事 G

## 4 【誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進】

### (1)地域福祉推進事業

	概	要	主	な	事	業	内	容	担当G
ラン21(H 地域福祉財 医療福祉関 聴取し、設	13~H22 )」の身 援計画 」が策 関係者、県民、 課題に対する施	計画「うつくしま福祉プ 見直しを通して、「福島県 定されることから、保健 市町村関係者から意見を 策の方向性及び指標の検 て、市町村地域福祉計画	定支		畐祉	支持	爰計	画の策	地域支 援 G

# (2)福祉ポランティア活動強化支援事業

概	要	主 な 事 業 内 容	担当G
ボランティア団体、NP 会及び行政の連携によってそれぞれの機能を有効活用ることから、市町村ボラン促進を図るとともに、これネットワークの構築を推進	、地域課題を共有し、 できる体制が必要であ ティアセンターの整備 ら関係機関・団体間の	ボランティアセンターの 整備促進 県南ボランティア・NP Oの保健・医療・福祉ネットワーク推進会議 - 12月	援 G

#### (3)生活保護の適正な実施

概	要	主 な 事 業 内 容	担当G
生活保護の適正な実施の としての組織的な生活保護 業活動の実施、役場・民生 機関との連携強化を図ります	の事務運営、計画的現 委員・医療機関等関係	生活保護町村担当者会議 6月28日 医療審査会 生活保護法施行事務監査 その他(経常業務等)	生活保 護 G

# (4)家庭の虐待防止対策の推進

概	要	主 な 事 業 内 容	担当G
児童虐待、DV、高齢さどの家庭の虐待を防止し、早期保護を図るために、何域の実情に応じた横断的とともに、市町村における力形成を支援します。	呆健福祉事務所ごとに地 ネットワークを構築する	家庭の虐待防止対策連携 会議(代表者会議)の設置 11月21日 家庭の虐待防止対策会議 (ワーキンググループ)の 設置 講演会の開催 12月2日	祉G

## 5【妊娠・出産・子育て・子育ちを支える社会の推進】

### (1)豊かに「いのち」を育む支援事業

概		要	主	な	事	業	内	容	担当G
・お互いの性 性教育を進め、	て予備軍にある若者に ・人権を尊重する人間 望まない妊娠と人工 、「いのち」を豊かに	教育としての 妊娠中絶を減	(電話	・面 のた	接・	メ	ール	・イン 相談) 考える	保健福 祉G

### (2)県南地域思春期保健対策推進事業

概	要	主 な 事 業 内 容	担当G
管内の10代の人工妊娠中え、望まない妊娠と人工妊め、地域関係機関との連携策を推進します。	娠中絶を減少させるた		保健福 祉 G

### (3)うつくしま子ども夢プランの推進

概	要	主 な 事 業 内 容	担当G
市町村、関係機関・団体 及び交換を積極的に行い、 育成支援地域行動計画の円 とを通じて、うつくしま子 図ります。	市町村における次世代 ]滑な推進を支援するこ	子育て支援交流会の開催 5月25日	保健福 祉 G

## 6 【高齢者が心豊かに暮らせる社会の推進】

### (1)介護保険事業支援計画等の策定

概	要	主	な	事	業	内	容	担当G
今年度が見直し年度である 祉計画及び福島県介護保険 るとともに、管内各市町村の を行います。 また、介護保険制度見直し スムースに行えるよう支援し 県計画 第4次福島県高齢者係	事業支援計画を策定す の下記計画策定の支援 しによる市町村業務が います。	市町・情・意	報携	是供	会			保健福 祉 G

概	要	主	な	事	業	内	容	担当G
第 3 次福島県介護係 市町村計画 第 4 次市町村高齢者 第 3 次市町村介護係	<b>作保健福祉計画</b>							

### (2)認知症予防対策事業

概	要	主 な 事 業 内 容	担当G
認知症についての正しいうとともに、地域における・早期対応体制の整備を重 圏域に1つのモデル市 認知症予防対策推進会 普及・啓発(キャンペ	認知症症状の早期発見 点的に行っていきます。 町村を選定 議の開催		保健福 祉 G

# (3)介護保険施設等実地指導

概	要	主 な 事 業 内 容	担当G
指定居宅介護支援事業 るサービスの質を確保 係る費用の請求の適正 図ります。 介護保険施設 老人福祉施設 老人保健施設 療養型医療施設	る指定居宅サービス事業者、 者及び介護保険施設におけ し、併せて、保険給付等に な運用に関して周知徹底を 8 か所予定 3 か所予定 2 か所予定 1 1 か所予定 4 か所予定	実地指導 ・介護保健施設 ・居宅サービス事業所 ・居宅支援事業所	保健福 祉 G

# (4)市町村実地指導及び技術的助言

概	要	主 な 事 業 内 容	担当G
市町村の業務が適正 的として実施します。 今年度の市町村実地: 高齢者福祉行政 介護保険業務 老人保健事業		実地指導・助言の対象 ・高齢者福祉行政 ・介護保険業務 ・老人保健事業 ・老人医療事務	保健福 祉 G

概	要	主	な	事	業	内	容	担当G
老人医療事務 1 各根拠法令等に基づき 状況に対して、指導・助	、各市町村の事業実施							

### 7【障がい者が自立し社会参加できる社会の推進】

## (1)地域生活移行促進に向けた支援体制の整備

概	要	主 な 事 業	内容	担当G
ノーマライゼーションの理念 い児者及び知的障がい児の を 強化に努め、社会資源の地域会 強化に努めます。 (1)本庁レベルでの地での を 方ム、 (2)地域でで を事支援にする。 (2)地域で 管害児めままと 知的障害児の と の を 事等に の り 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	域生活への移行機関の連携 大の移動でである。 大の移動でである。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	地域療育等支 調整会議の開係 8月1日夕 障がい者計画 絡調整会議の開 1月	≝ ┣ 2 回 圏域計画連	保健福 祉 G

## (2)精神障がい者地域生活移行促進事業

概	要	主 な 事 業 内 容	担当G
病状が安定し入院治療のらず、地域における受け皿を余儀なくされている精神及び地域生活での自立を対け入れシステムを整備するい者の地域生活移行を促進	Ⅱがない等の理由で入院 申障がい者に対し、退院 5援し、併せて地域の受 3ことにより、精神障が	事前準備(事業説明会) 7月14日外2回 出張講座の実施 自立支援協議会出席	保健福 祉 G

#### 8 【保健・医療・福祉のさらなる推進】

## (1)健康危機管理体制整備事業

概	要	主 な 事 業 内 容	担当G
原因が特定できない健康被な健康被害が発生した時などに万全を期すため、関係機関の平常時から模擬訓練等によるり、マニュアルに基づく迅速めます。	の健康危機管理対策 との連携体制整備や、 対応能力の向上を図	平常時対応 ・マニュアル等所内 体制整備 ・模擬訓練 ・職員研修 9月22日、30日 発生時対応(24時間体制)	医療薬 事 G

## (2)地域保健医療福祉の推進

概	要	主な	事業	内	容	担当G
県南地域におの実現ができる。 県南神域に会の実現ができる。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	地域の実情に即いる必要が、地域の要が、地域の要が、地・一点を表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、	県進地修実地地修南会域事習域域8(集生在保月)	2回(10 建福祉 5月外 受け入れ ミケア研 建福祉》	月、 関係 <sup>I</sup> 、1回 ,	3月) 職員研	地域G

## (3)新医師臨床研修「地域保健・医療」

概	要		主	な	事	業	内	容	担当G
に伴い、「地域保優 として、指定臨床を ながら、平成17	制度スタート( 平成 16 年度かま 建・医療」部門研修の受入機 研修病院との緊密な連携を図 手度から実施される新医師臨 E療」の充実に努めます。	関り	・医療	0 ر	)充	実		域保健外5回	地域支 援 G